定額減税補足給付金支給対象の皆様へ

紫波町

令和６年度
紫波町定額減税補足給付金のご案内

定額減税補足給付金とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族１人につき、**４万円**（令和６年分の所得税から**３万円**・令和６年度分の個人住民税所得割から**１万円**）の「**定額減税**」が行われます（注１）。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、**当該定額減税しきれない額を１万円単位に切り上げて算定した「**補足給付金**」**が支給**されます（注２）。

＜補足給付金のイメージ（注３）＞

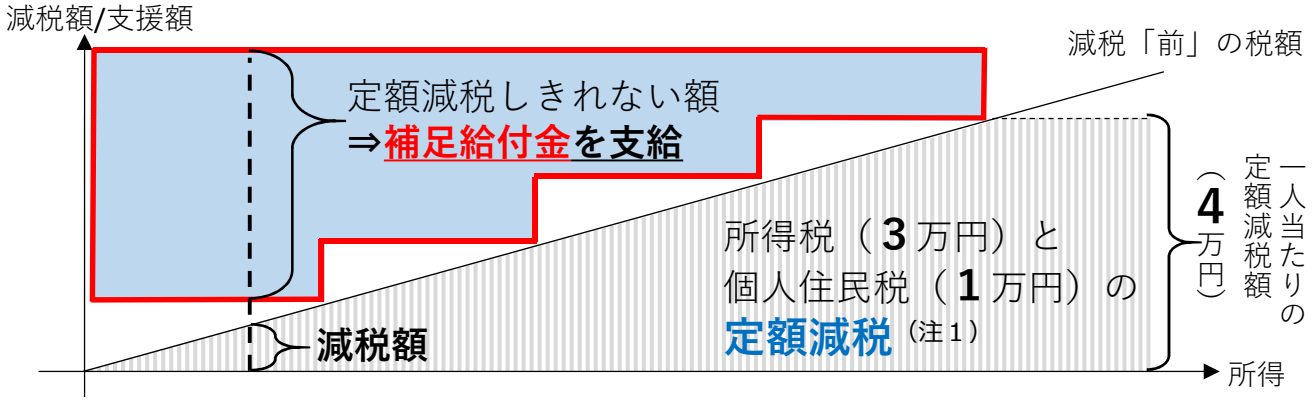

（注１）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

（注２）令和５年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和６年度個人住民税課税団体より支給されます。令和６年分の所得税が令和５年分の所得税よりも減少した場合等には、令和６年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合もあります。

（注３）所得税及び個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、１万円単位に切り上げた額が支給額となります。

支給対象者・支給金額について

※支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です。

- 所得税と個人住民税所得割の少なくとも**一方を納められており、**定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。

＜例１＞一人暮らしで、所得税１万円・住民税所得割２万円（減税前）の納税者の場合
⇒・所得税3万円（3万円×1）+住民税所得割１万円（1万円×1）＝**４万円**が減税可能額です。
・所得税から１万円の減税、住民税所得割から１万円の減税が行われます。
・**定額減税しきれない所得税分の２万円が、補足給付金として支払われます**。

＜例２＞４人家族で、内１人が所得税３万円・住民税所得割２万円（減税前）の納税者の場合（注４）
⇒・所得税12万円（3万円×4）+住民税所得割4万円（1万円×4）＝**１６万円**が減税可能額です。
・所得税から３万円の減税、住民税所得割から２万円の減税が行われます。
・**定額減税しきれない所得税分の９万円と住民税分２万円の計11万円が、補足給付金として支払われます**。

（注４）所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び補足給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

給付金の支給手続き

1　次の要件を満たす方
マイナンバーカードと紐づけた公金受取口座を登録されている方

- 紫波町から「紫波町定額減税補足給付金**支給のお知らせ**」が届きます。

  ※振込口座は登録された公金受取口座等です。
- 通知に記載されている口座から変更する必要がなければ、手続きなく、給付金が振り込まれます。
- 口座変更、支給拒否を希望する場合は、下記お問合せ先までご連絡ください 。

  ※口座変更する場合は、振込日が通知に記載された日より遅くなります。

2　上記以外の方

- 対象となる方には、紫波町から、支給内容や確認事項が書かれた「紫波町定額減税補足給付金**支給確認書**」が届きます。
- 給付金を受け取るには、確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、振込先金融機関口座確認書類及び本人確認書類等と一緒に **返信してください**。

【確認事項】

・記載された内容に誤りがないかご確認ください。

・紫波町が確認書を受理した日から約４週間後に振り込まれます。

（記入及び提出書類に不備がない場合）

給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問合せ先

紫波町生活部健康福祉課福祉係

☎ **019-672-2111（内線1320～1325）** 受付時間 平日9:00～17:00